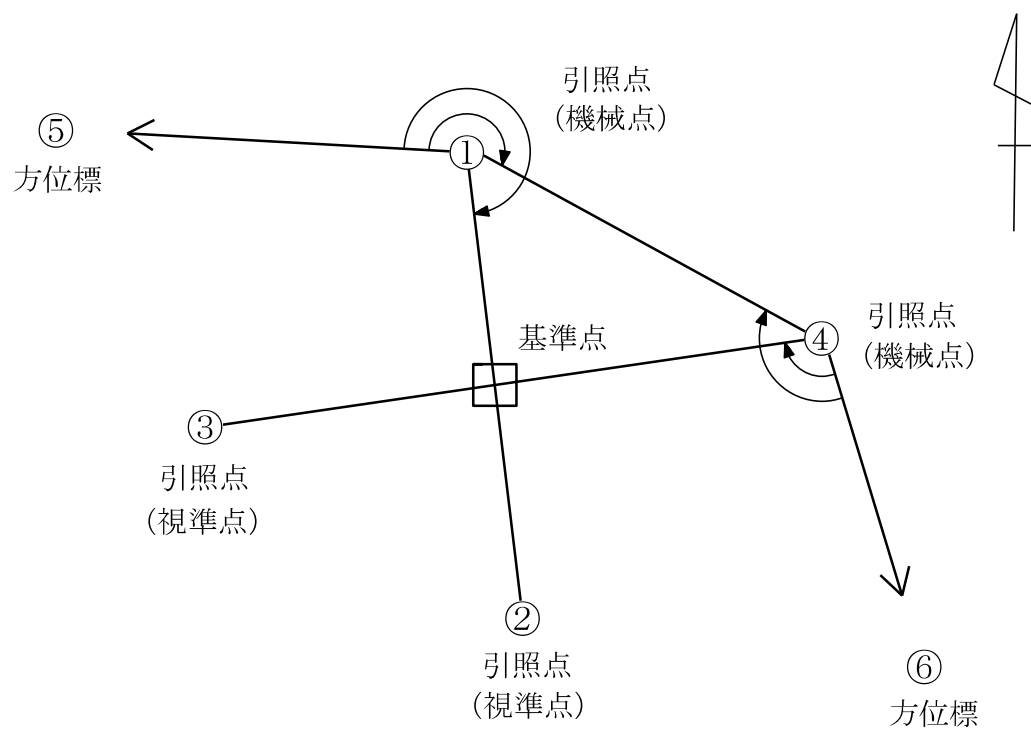


保 全 に 係 る 測 量 方 法

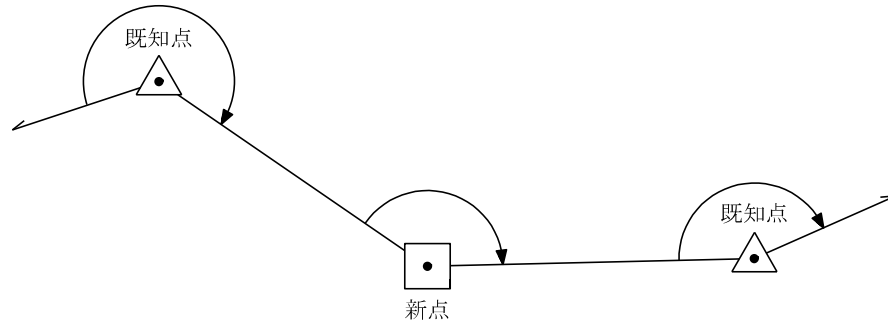
(別表 1)

項 目	作 業 内 容		
測 量 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・引照点の方向の切会と距離測定（鋼巻尺使用の場合は、2 読定 1 往復とする。TS使用の場合は、1視準 2 読定を 2 セットとする。）及び比高測定（各 1 往復）は、引照点 3 点以上からの直接水準測量によるものとする。 ・引照点点検観測は、設置時及び基準点復元時の測定とする。（各機械点より、方位標、他の機械点、対向する引照点の角度（2 対回）及び距離（2 セット）の測定とする。） 		
引 照 点 及 び 方 位 標 の 選 点	<ul style="list-style-type: none"> ・引照点は、工事、車輛等による振動の影響がない場所に金属鋲等を、直線クロスで 2 方向 4 点以上設置し、交差角は 90° 程度を標準とする。ただし、対向する引照点間距離は 5 0 m 未満とする。 ・方位標は、各機械と引照点間距離の 2 倍以上を原則とする。 		
測 量 器 具	2 級 TS、3 級レベル、鋼巻尺		
合 否 判 定 基 準 値	測定区分	許容範囲	
		角度	距離
	10m未満	倍角差 120" 観測差 90"	3mm TS の場合 5mm
10m以上 50m未満	倍角差 60" 観測差 40"	5mm	
 <p style="text-align: center;">※ 保全測量の前に公共基準点保全届出書（第 7 号様式）の提出が必要。 測量方法、報告資料の内容については担当課に確認すること。</p>			

復旧に係る測量方法

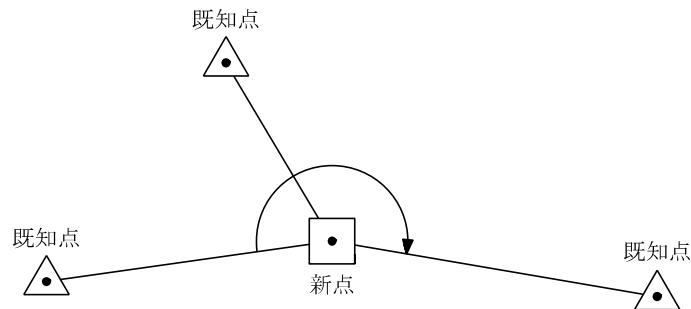
(別表2)

(1) 単路線方式の場合



- (イ) 使用する既知点は、隣接する上位級以上の基準点とする。ただし、3級基準点に使用する既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。
- (ロ) 既知点1点以上において方向角の取り付けを行う。
- (ハ) 使用する測量機器及び測量の制限等については川崎市公共測量作業規程に準ずるものとする。ただし、計算は厳密網平均計算により行うものとする。

(2) 結合多角方式の場合



- (イ) 使用する既知点は、隣接する上位級以上の基準点とする。ただし、3級基準点に使用する既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。
- (ロ) 使用する測量機器及び測量の制限等については川崎市公共測量作業規程に準ずるものとする。ただし、計算は厳密網平均計算により行うものとする。

※ 1級基準点、2級基準点の測量方法については別途協議すること。

※ 復旧測量の前に公共基準点復旧許可申請書（第9号様式）の提出が必要。
測量方法、報告資料の内容については担当課に確認すること。